令和６年度防犯用具購入費補助金について

侵入盗及び自動車盗の未然防止を図ることを目的に防犯用具の購入に要する費用の一部を補助します。

《主な要件》

○対象となる方　市内に住所を有し、住民登録されている方

○補助対象用品

**①屋外設置用センサーライト（戸建住宅のみ対象）**　人感センサー等により明かりを自動で点灯及び消灯させる装置で、住宅への侵入盗の未然防止が期待できる屋外に設置する後付けのもの。ただし、**カメラの機能を有しないものに限る。**

**②防犯砂利（戸建住宅のみ対象）**　踏むと大きな音がする砂利でパッケージ等に防犯の機能を有する旨が記載されているもの。

**③自動車盗難防止用ナンバープレートねじ**　自動車用ナンバープレートの盗難を防止するために取り付けるねじで、容易に取り外しができないもの。

**④自動車用タイヤロック**　自動車のタイヤやホイールに装着することでタイヤ自体を動かなくする器具。

**⑤自動車用ハンドルロックバー**　自動車のハンドル部分に取り付け、物理的にハンドルを回せなくする器具。

○補助金の限度額**（補助金を受けることができるのは1世帯で1回限り）**

　**購入費用の２分の１で、上限１６，０００円まで**（１００円未満の端数切り捨て）

　①～③の補助対象用品は設置費も補助対象経費に含めることができます。

○補助対象期間　　**令和６年４月１日（土）から令和７年３月３１日（月）**までに装置の購入を完了したもの

○申請手続　**交付申請書兼実績報告書記載の要件を満たすことを確認のうえ**、申請書に次の必要書類を揃えて安心安全課まで提出してください。**先着順で予算の上限に達した場合、終了となります**のでご注意ください。

**最終締切　令和７年３月３１日（月）（必着・郵送可）**

**○**申請書及び必要書類（①、⑥は安心安全課窓口、市ホームページで取得）

①交付申請書兼実績報告書

必要書類・注意事項等はこちら→

②領収書等の写し

③内訳がわかる明細書

④カタログ等、防犯用具の機能が確認できるもの

⑤設置後の写真（自動車用タイヤロック及び自動車用ハンドルロックバーを除く。）

⑥請求書（申請時に提出も可能です。）

⑦請求書に記載する振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名・口座番号・名義を確認）

**お問い合わせ 〒４８０－１１９６**

**長久手市役所　くらし文化部　安心安全課　（市役所北庁舎２階）電話番号：０５６１－５６－０６１１**

**開庁時間：平日８時３０分から１７時１５分まで　閉庁日：土日祝日、年末年始**